

大雪による防災情報（第4報）（終報）

湯沢河川国道事務所

**災害対策支部【注意体制（道路）】を解除**

湯沢河川国道事務所では、大雪による災害対策支部【注意体制（道路）】を設置し、警戒監視にあたっておりましたが、所管施設の点検を行い異状が認められないことから、令和2年12月19日（土）16時00分をもって【注意体制（道路）】を解除しました。なお、降雪は続いておりますので、走行には十分ご注意ください。

1. 規制区間 一般国道13号 秋田県湯沢市上院内新雄勝地内
2. 規制内容 全面通行止め開始： 令和 2年12月18日（金） 15時00分～  
片側交互通行に移行： 令和 2年12月18日（金） 18時55分～  
片側交互通行を解除： 令和 2年12月19日（土） 16時00分

発表記者会：秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社大曲・湯沢支局

《問い合わせ先》

国土交通省 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所

秋田県湯沢市関口字上寺沢64-2

TEL 0183-73-3174（事務所代表）

〈 道 路 〉

副 所 長 岡 本 守 （内線205）